

「プルサーマル公開討論会」開催事業業務委託契約等  
に関する調査結果

平成24年10月22日（月）

佐賀県



## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1 調査の目的等について                        | 1  |
| I 調査の経緯について                          | 1  |
| II 調査の目的について                         | 2  |
| III 調査の方法等について                       | 2  |
| 1 調査体制について                           |    |
| 2 調査期間について                           |    |
| 3 調査方法について                           |    |
| 第2 2005年プルサーマル公開討論会におけるシナリオ案について     | 4  |
| I シナリオ案作成は不要と指示したことについて              | 4  |
| 1 調査により確認できた事実                       |    |
| 2 事実を踏まえた調査結果                        |    |
| II 契約変更とシナリオ案作成費用について                | 8  |
| 1 調査により確認できた事実                       |    |
| 2 事実を踏まえた調査結果                        |    |
| III 入札説明会及び入札の実施について                 | 11 |
| 1 調査により確認できた事実                       |    |
| 2 事実を踏まえた調査結果                        |    |
| IV シナリオ台本の印刷物について                    | 12 |
| 1 調査により確認できた事実                       |    |
| 2 事実を踏まえた調査結果                        |    |
| V 仕様書に記載のある「議事録」、「新聞広報掲載記事原稿」の作成について | 13 |
| 1 調査により確認できた事実                       |    |
| 2 事実を踏まえた調査結果                        |    |

|    |  |    |
|----|--|----|
| 第3 | 12月26日の九州電力との打ち合わせについて・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| I  | 九州電力との打ち合わせ記録に記載のある「議事録」、「論点整理」の作成について | 14 |
| 1  | 調査により確認できた事実                           |    |
| 2  | 事実を踏まえた調査結果                            |    |
| II | 職員の発言について・・・・・・・・・・・・・・・・              | 16 |
| 1  | 調査により確認できた事実                           |    |
| 2  | 事実を踏まえた調査結果                            |    |
| 第4 | まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・                    | 17 |

**【参考資料】**

## 第1 調査の目的等について

### I 調査の経緯について

昨年11月に公表した県の「プルサーマル公開討論会に関する調査結果」において、当該公開討論会に係るシナリオ案については、「原子力安全対策室の職員が、本来、主催者である県が行うべきシナリオ等の作成を九州電力に依頼し、提供を受けていたことが、九州電力から提出された資料及び同室の職員のパソコンに保存されているデータで確認できた。」と認定したところである。

しかしながら、県原子力安全対策課が保管している資料によると、公開討論会の開催にあたり締結された「プルサーマル公開討論会」開催事業業務委託契約については、当該契約書に添付された仕様書にシナリオ案の作成が含まれているが、このことが変更された形跡がないままに契約金額の支払まで完了されている。

この点に関して佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会が当時の受託業者である株式会社STSエンタープライズに確認を行われたところ、シナリオ案を「作成した事実はありません」、「シナリオについては、県側で作成するというので当社で作成しなくてよいことになりました」、シナリオ案作成費は「返納しておりません」との回答がなされた。

平成24年10月1日の佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会において、これらの点について質疑が行われたが、委員会終了後、委員長から2005年プルサーマル公開討論会に関する副知事の内部調査結果になかった新しい事実について、県として副知事を調査責任者とした追加調査を行うよう申し入れがなされた。

また、平成24年10月3日に、佐賀県議会議長、佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会委員長並びに同特別委員会副委員長及び理事名で、知事あてに「2005年のプルサーマル公開討論会に関する追加調査について」が発出され、調査事項について同年10月22日までの文書による回答が求められた。

このようなことから、県として追加調査を行ったものである。

## II 調査の目的について

平成17年の佐賀県主催のプルサーマル公開討論会開催にあたり締結された「プルサーマル公開討論会」開催事業業務委託契約に関して

- ① シナリオ案の未作成に伴う委託料は県に返納されたのか。
- ② 株式会社STSエンタープライズにシナリオ案作成をしなくていいと指示した者は誰か。

また、九州電力による平成17年12月26日の原子力安全対策室との打合せ記録に関して

- ③ 原子力安全対策室の職員が九電の職員に「公開討論会は非常によかった」「2月定例会の前後に事前了解を明らかにするかどうかを決めていない旨」を伝えていたが、その発言は誰が行ったのか。また、その発言は一職員が発言できないが、それは知事の了解のもとで発言されたのか。

などについて事実関係を明らかにすることを目的に実施した。

## III 調査の方法等について

### 1 調査体制について

調査者：牟田副知事

調査補助者：くらし環境本部長、くらし環境本部副本部長、  
原子力安全対策課（当時の職員は除く）

### 2 調査期間について

平成24年10月3日（水）から10月22日（月）まで

### 3 調査方法について

#### (1) 公文書等による検証

県に保存されている公文書、関係者のパソコンに保存されている資料・データ等といった客観的資料の検証を行った。

#### (2) 受託業者保存文書等による検証

業務委託契約の当事者である受託業者が保存している関係文書、資料等の提供を求め、  
検証を行った。

(3) 聴取調査等による検証

公文書等及び受託業者の資料が存在しない事柄及びそれらが存在しても事実関係が明確でない事柄については、当時の県原子力安全対策室の職員（退職者を含む。）、受託業者の担当者及び当時の九州電力の関係社員に聴取調査を実施した。

**【聴取日、聴取を行った場所、聴取対象者】**

[株式会社STSエンタープライズ]

平成24年10月4日 STSエンタープライズ本社 3名（うち当時の担当者1名）

平成24年10月12日 STSエンタープライズ本社 4名（うち当時の担当者2名）

平成24年10月15日 STSエンタープライズ本社 2名（当時の担当者）

[九州電力]

平成24年10月12日 九州電力本社 2名（平成17年12月26日原子力安全対策室  
を訪れたとされる九州電力の社員）

[当時の原子力安全対策室職員]

平成24年10月10日 佐賀県庁 1名（元室長）

平成24年10月16日 佐賀県庁 3名（元室長以外の当時の職員）

## 第2 2005年プルサーマル公開討論会におけるシナリオ案について

### I シナリオ案作成は不要と指示したことについて

#### 1 調査により確認できた事実

(1) 株式会社STSエンタープライズ（以下「エンタープライズ社」という）の当時の担当者は、「落札後の打ち合わせの際に県庁原子力安全対策室にてシナリオ原稿作成は県側が行うものとの指示があったこと」を記憶している。

また、打ち合わせの際、原子力安全対策室の職員からは、「直前に開催された経済産業省の説明会の資料を参考にとりあえず県で作成するので作成しなくてよい。」という趣旨の指示があり、その際、経済産業省主催のシンポジウムのパンフレットなどを示されたことを記憶している。（エンタープライズ社では原子力安全対策室から示されたパンフレットの写しが保管されている。）

しかし「原子力安全対策室の職員複数名と打ち合わせを行ったが、誰の指示であったか」ということについては記憶が定かでない。〔エンタープライズ社証言、9/18回答〕

(2) 当時の原子力安全対策室の職員は、エンタープライズ社の担当者に対してシナリオ案は「県で作成するので作成しなくてよい」という趣旨のことを指示したことについての記憶が定かでない。

また、落札後の最初の打ち合わせがいつであったかも記憶が定かでない。〔県証言〕

(3) 公開討論会までの時間がなかったため、落札直後から至急取りかかるべき作業（開催告知や一般参加者の募集関係）などについて頻繁に打ち合わせが行われていた。

〔エンタープライズ社証言〕

(4) 原子力安全対策室職員とエンタープライズ社の担当者との打ち合わせは何回も行われており、その打ち合わせにあたっては、当時の担当職員と担当係長の2人で行うことが多かった。（当時の室長及び副室長はエンタープライズ社と打ち合わせを行った記憶はないと述べている。）

原子力安全対策室の職員とエンタープライズ社の担当者との打ち合わせは、顔を合わ



せての打ち合わせのほか、電話、メールなどで幾度となく実施されており、内容としては、変更契約に係ることのほか、チラシやアンケートの内容、参加者申込の宛先、必要な消耗品の数、案内看板の内容・数、人員・機材の配置場所、弁当の数など多岐にわたっている。 [県証言]

(5) 原子力安全対策室の職員は入札直前に指名業者からの質疑に対する回答をメールで送信しているが、その中で「コーディネーターとの打ち合わせは、東京などに出張して行うことになるのでしょうか。」との問いに対し「シナリオ等に関する打合については、県と業者さんである程度のものを作成した後、コーディネーターのもとに出向いて打ち合わせを行っていただきたいと思います。ただし、コーディネーターの都合でやむを得ない場合に限っては、電話や FAX、メール等で調整願います。(あくまでもコーディネーターの都合が悪い場合です。)」と回答している。 [資料①]

## 2 事実を踏まえた調査結果

確認できた資料及び関係者から得られた証言をもとに取りまとめた調査結果は以下のとおりである。

(1) シナリオ案について、エンタープライズ社の担当者に作成不要と指示したことについて

① 原子力安全対策室の職員が不要との指示を行ったかどうか

職員は記憶が定かでないとして述べているのに対し、エンタープライズ社の担当者はある程度具体的に指示を受けたことを記憶している。

また、このことはエンタープライズ社としても公式に回答しているものであり、原子力安全対策室の職員がシナリオ案作成については「とりあえず県で作成するので作成しなくてよい」という趣旨のことをエンタープライズ社の担当者に指示していたものと考えられる。

② 誰が不要との指示を行ったか

委託契約の打ち合わせを行っていた原子力安全対策室の職員について、エンタープライズ社の担当者は「対策室の職員複数名」と記憶しており、また原子力安全対策室の職員も、主に担当職員と担当係長の 2 名でエンタープライズ社の担当者と打ち合わせを行っていたと述べている。

従って、この 2 名のどちらかが指示を行ったと考えられるが、エンタープライズ社の担当者、原子力安全対策室の職員のいずれも、誰が指示を行ったのかについては記憶が定かでなく、どちらが指示を行ったかを特定することはできない。

なお、原子力安全対策室の職員同士は、エンタープライズ社でシナリオ案を作成しなくてよいとの方針については当然共有していたものと考えられる。

### ③ いつ指示を行ったか

エンタープライズ社の担当者は、原子力安全対策室の職員からの指示は「落札後の最初の打ち合わせだったかどうかは断言できないが、落札後契約までに行った複数回の打ち合わせの一つであった(平成 17 年 11 月 18 日~21 日)」と記憶している。

また、原子力安全対策室の職員も記憶は定かでないが、エンタープライズ社とは入札直後から打ち合わせを行っていたのではないかと思うと述べており、11 月 18 日~21 日の間に原子力安全対策室の職員から指示があったと考えられる。

## (2) シナリオ案を作成不要とした理由

### ① もともとなぜ仕様書に「シナリオ案作成」を盛り込んだのか。

事業を実施するにあたって、原子力安全対策室の職員は「当時、大変業務が輻輳しており、作業はできる限り外部にやってもらいたいという意識はあった。」と述べていることから、他部署の事例も参考にしながら思いつく業務はほとんど仕様書に盛り込んだと考えられる。

### ② いつから不要と考えていたか

入札直前に送付した指名業者からの質疑に対するメール回答の内容から、少なくともこのメールを作成した時点では原子力安全対策室と落札業者で打ち合わせをし

ながら作成することになっていたと考えられる。

したがって、作成不要と考えた時期は入札の後と考えられる。

③ なぜ作成不要との指示を行ったか

上記メール回答に「県と業者さんである程度のものを作成し」とあるように、原子力安全対策室の職員は、期間がないということもあり業者任せでは難しいという意識があったと推測される。

また、エンタープライズ社で当時原子力安全対策室から示された資料（経済産業省主催シンポジウム開催告知のパンフレット）が保管されていることが確認できたことから、直前に開催された経済産業省主催のシンポジウムの資料を参考にまずは原子力安全対策室で作成することとし、エンタープライズ社に対してはとりあえず作成しなくてよいという趣旨の指示を行ったものと考えられる。

## II 契約変更とシナリオ案作成費用について

### 1 調査により確認できた事実

- (1) 受託業者が決定した後、原子力安全対策室が県警と打ち合わせを行う中で警備用のモニターを追加する必要性が生じたことなどから契約変更が必要になったものである。

[資料②、エンタープライズ社証言]

- (2) エンタープライズ社は契約変更の協議を行うにあたって、現在県に保存されている変更契約書に記載されている項目以外にも必要となった費用について、原子力安全対策室へ要求を行っている。

[県、エンタープライズ社証言、9/18 エンタープライズ社回答、資料③]

- (3) エンタープライズ社が変更協議にあたり平成 17 年 12 月 13 日に作成した「見積書」によると、現在県に保存されている変更契約書に記載されていない費用として、スタッフの名札ケースや参加証明書の作成費用などが記載されている。

また、当初の募集人員は約 600 人と予定されていた（プログラムに記載）が、応募者が予想を上回ったことから参加者を増やした（結局 782 人）ため、配布資料等の作成印刷費用を増額している。また、応募者へのはがき代等についても応募者数が予想を相当上回ったため（当初約 850 人見込みに対し実際には 1,056 人）その費用も増額しているが、これらに係る増額分は変更契約書上、明示されていない。

ただし、この「見積書」でもシナリオ案作成費用の減額については記載されていない。

[資料①③④、エンタープライズ社証言]

- (4) エンタープライズ社は、シナリオ案作成は不要との指示を受けたことから、当初作成した積算根拠資料（「プルサーマルに関する公開討論会（予算額）」）に計上していたシナリオ案作成にかかる費用（11 万円）を減額しており（「プルサーマルに関する公開討論会（NET 予算額）」）、最終的な追加費用を原子力安全対策室へ提示する際にはシナリオ案作成費用を除いた上で算出している。 [エンタープライズ社証言、資料⑤⑥]

- (5) 仕様書に記載されている事項のうち、諸経費や手話通訳手当に係る費用については、

当初設計書に盛り込まれていない。

[資料⑦]

- (6) エンタープライズ社が本年9月19日に、県議会に提出した回答書に記載されている「仕様変更」の部分に係る資料として提出した「変更設計書」については、これと同様のもの及び数値が記入されていない様式だけのものの2つのファイルが当時の原子力安全対策室の職員のパソコンに保存されていた。

なお、上記「変更設計書」の最終更新日時は2006年9月6日となっている。

[資料⑧、ファイルプロパティ、エンタープライズ社証言]

- (7) 上記「変更設計書」中の「⑧プログラム、台本、講演資料、運営体制表等作成・印刷」の金額は20万円となっているが、エンタープライズ社は県の設計書を承知していない。

エンタープライズ社の担当者は、変更設計書の項目自体は県から示されたもので、当社で積算した金額を県の項目に合わせて振り分けたものと思うと述べている。

[エンタープライズ社証言]

- (8) シナリオ案作成費について、エンタープライズ社から県へ返還された事実はない。

[県証言]

## 2 事実を踏まえた調査結果

確認できた資料及び関係者から得られた証言をもとに取りまとめた調査結果は以下のとおりである。

- (1) 変更契約及びシナリオ案作成費用について

エンタープライズ社は、事業を実施する中で当初作成した積算根拠資料（「プルサーマルに関する公開討論会（予算額）」）を見直した際、原子力安全対策室からシナリオ案作成は不要との指示があったことを受け、積算根拠資料の中からシナリオ案作成費用を減額している。

従って、エンタープライズ社は、平成17年12月22日に変更契約を行うにあたって、最終的に追加費用を算出する際には、この見直し後の積算根拠資料（「プルサーマルに関

する公開討論会（NET 予算額）」を基にその後の諸々の事項に係る増減額を反映して算出されていると考えられる。

また、原子力安全対策室の職員はエンタープライズ社との変更協議を行う際に、「細々とした消耗品等についても当初想定を上回る費用が発生しそうだとの申し出があり、そうした経費についても見積書の金額に追加するよう指示をしたと思う」と述べている。

更に職員は、その際に「もともと当方の設計書に記載していないような、細々としたものについては、それを表に出して変更契約を行うことは難しいので、そういうことを含めた形で追加費用の見積をしてほしいという趣旨のことを相手に伝えた記憶がある」とも述べていることから、変更契約を行うに当たっては、積算根拠資料に基づいて設計書の細かい内訳を逐一変更することは行わず、最終的にトータルとしていくらか追加費用が必要かという考えで手続きを行ったと考えられる。

このため、変更設計書の作成にあたって、合理的に追加費用として認められる項目のみを増額する形での整理を行い、当初の内容の逐一について変更しなければならないという意識に至らなかったものと考えられる。

## (2) 「変更設計書」について

エンタープライズ社が本年9月19日に提出した「変更設計書」については、何らかの必要性から、翌年（平成18年）の9月に作成されたものと考えられ、平成17年12月当時の資料ではないと考えられる。

### Ⅲ 入札説明会及び入札の実施について

#### 1 調査により確認できた事実

(1) 入札にあたっての指名委員会は平成17年11月10日に行われ、翌日11月11日に入札説明会を実施している。 [資料⑨⑩]

(2) 入札前に指名業者からの質疑に対する回答をメールで送信しているが、その中に「入札説明会の際に、『16日の入札日には、参加申込先の電話番号等を準備してきてください』と言いましたが、以下の項目を準備しておいてください」との記載がある。

[資料①]

(3) 入札通知書は平成17年11月10日付けと11月16日付けの2回出されており、それぞれの入札日は11月16日と11月17日となっている。 [資料⑩]

#### 2 事実を踏まえた調査結果

確認できた資料及び関係者から得られた証言をもとに取りまとめた調査結果は以下のとおりである。

(1) 入札は平成17年11月16日と11月17日の2回行われている。

(2) 当初は16日の入札で契約を行うこととしていたが、その日の入札で落札者が出なかった。このため再入札を行うこととしたが、極端に時間がない中で再入札を行うために、翌日の午前中に説明会、午後に入札という異例の手法をとったと考えられる。

## IV シナリオ台本の印刷物について

### 1 調査により確認できた事実

(1) シナリオ台本のデータは原子力安全対策室から最終版がエンタープライズ社へ送付され、印刷されている。 [エンタープライズ社証言、資料①]

(2) シナリオ台本はエンタープライズ社で関係者分 (50～60 部) が印刷され、直接関係者へ配布されている。 [エンタープライズ社証言]

### 2 事実を踏まえた調査結果

上記の事実から、シナリオ案の作成は、エンタープライズ社では行っていないが、原子力安全対策室から送付された最終版のデータを基に印刷を行い、関係者へ配布したと考えられる。

なお、関係者への配布は、エンタープライズ社が直接行っているため、原子力安全対策室へは改めて納品されなかったと考えられる。



## V 仕様書に記載のある「議事録」、「新聞広報掲載記事原稿」の作成について

### 1 調査により確認できた事実

公開討論会の「議事録」と「新聞広報掲載記事用の原稿」については、エンタープライズ社が外注により作成し、原子力安全対策室へデータで提出している。

[資料⑫⑬、県証言、エンタープライズ社証言]

### 2 事実を踏まえた調査結果

上記の事実から、仕様書に記載されている「議事録」（設計書では講演録（ビデオ作成、講演録作成））及び「新聞広報掲載記事用の原稿」（設計書では新聞広報（記事作成、関係者確認））についてはエンタープライズ社で作成されていることが確認された。

### 第3 12月26日の九州電力との打ち合わせについて

#### I 九州電力との打ち合わせ記録に記載のある「議事録」、「論点整理」の作成について

##### 1 調査により確認できた事実

(1) 九州電力に依頼したと記録されている議事録（テープおこし）については、2種類のものが県に保存されている。

また、議事録の内容を論点ごとに要約した資料が原子力安全対策課に保存されている。

[資料⑭⑮]

(2) エンタープライズ社が作成したものではない議事録のデータのプロパティに表示されている作成者名は九州電力の取引業者であり、議事録を要約した資料のデータのプロパティに表示されている会社名は九州電力であった。

(3) 当日原子力安全対策室を訪れたとされる九州電力の社員2名から聴き取りを行ったところ、九州電力の職員は、「県から議事録の作成」、「論点の整理」を依頼されたかどうかについて、はっきりと記憶していないとのことであった。

ただ、九州電力では同社が関係する「色々なイベントなどの議事録は専門会社に委託しており、早くできる。その速さを知られていたので依頼があったかもしれない。」とのことであった。

[九州電力証言]

(4) 当時の原子力安全対策室の元室長、および当時の原子力安全対策室の職員3名に対し聴き取りを行ったところ、いずれも、「資料の作成依頼については記憶していない」とのことであった。

[県証言]

##### 2 事実を踏まえた調査結果

確認できた資料及び関係者から得られた証言をもとに取りまとめた調査結果は以下のとおりである。

(1) 議事録については、県に2種類の議事録が残されており、一つは、業務委託をしていたエンタープライズ社が作成したものであるが、もう一つは電子ファイルのファイル属

性から九州電力から提供されたものと考えられる。

- (2) 業務委託に含まれているものを九州電力に依頼した理由については、明確ではないが、九州電力においても議事録を作成することを知り、1日でも早く議事録がほしいとの思いから依頼したのではないかと推察する。
- (3) また、議事録の内容を要約した資料が「論点整理」ではないかと推測されるが、これについてもファイル属性から九州電力から提出されたものと考えられる。ただし、それがいつ提供され、どのような用途に用いられたのかは確認できなかった。

## II 職員の発言について

### 1 調査により確認できた事実

- (1) 平成 17 年 12 月 25 日のプルサーマル公開討論会の翌日、12 月 26 日に九州電力の社員が県原子力安全対策室を訪れた際の記録が九州電力から提出されており、その際、原子力安全対策室の職員から「県の考え方は「安全は確保できる」との纏めになる。云々」等一連の発言があったとされているが、当日打ち合わせが行われたこと及びその内容などについて、事実関係を確認できるような記録は県に残されていない。
- (2) 当日原子力安全対策室を訪れたとされる九州電力の社員 2 名から聴き取りを行ったところ、安全性云々等一連の県職員の発言については、「誰が発言したか、このような内容だったかは正確に覚えていない（正確かどうか疑問）」とのことであった。

[九州電力証言]

- (3) 当時の原子力安全対策室の元室長、および当時の原子力安全対策室の職員 3 名に対し聴き取りを行ったところ、いずれも、「記録にあるような発言をしたことも聞いたことも記憶していない」とのことであった。

[県証言]

### 2 事実を踏まえた調査結果

平成 17 年 12 月 26 日の原子力安全対策室職員の発言については、残された資料や関係者の証言をもとに事実関係の確認を試みたところであるが、上記のとおり、残された資料が九州電力の打ち合わせ記録のみで、当該記録を作成した九州電力からも、当該記録において発言したとされる当時の原子力安全対策室の職員からも「記憶していない」「覚えていない」という回答しか得られなかった。

このようなことから、12 月 26 日の九州電力の打ち合わせ記録にある原子力安全対策室職員の発言については、誰が発言したのか、記録どおりの発言内容だったのかについての確認はできなかった。

## 第4 まとめ

県は、2005年プルサーマル公開討論会の開催にあたり、その業務をエンタープライズ社に委託し、実施している。

この事業を実施するにあたっては、その背景として、当時の原子力安全対策室は職員が実質4名という少人数のなかで、通常業務を行いながら短期間で公開討論会業務を遂行しなければならないという、多忙を極める状況であったと考えられる。

このため、原子力安全対策室の職員は、公開討論会の業務委託にあたっては、できるだけ多くの業務を受託業者に行ってもらいと考えていたものであり、思いつく業務はできる限り委託の仕様書の中に盛り込もうとしたと考えられる。シナリオ案作成についてもその中の一つであったと考えられる。

このような中で、委託業務の内容についてエンタープライズ社と打ち合わせを行う段階になって、誰かは特定できないが、原子力安全対策室の担当係長または担当職員がシナリオ案の作成については直前に経済産業省が行ったシンポジウムの資料を参考に、まずは原子力安全対策室で作成するので、エンタープライズ社に対してはとりあえず作成しなくてよいという趣旨のことを指示したと考えられる。

また、シナリオ案作成にかかる経費については、前述のとおり原子力安全対策室からの指示を受けてエンタープライズ社ではシナリオ案作成にかかる経費を減額し、これを前提に増額にかかる変更を県に協議していることからシナリオ案作成費を含む金額を請求したとは考えられない。

更に、個別のやり取りについて、当時の原子力安全対策室の職員の記憶は不確かであり、また、県側に残されている変更設計書では当初設計書に含まれていたシナリオ案作成にかかる経費がそのままとなっているが、原子力安全対策室がエンタープライズ社に対し、シナリオ案作成は不要と言っておきながら、あえて「シナリオ案作成費をそのまま計上しておこう」という意図があったとは考えられない。

したがって、総額としてエンタープライズ社に支払われた額の中には、シナリオ案作成

経費相当額は含まれていなかったと考えられる。

しかしながら、変更契約にあたって実態に即した変更設計書が作成されていないことは、事務処理上不適切であったと言わざるをえない。

次に平成17年12月26日の九州電力の打合せ記録に残されている「議事録」「論点整理」の作成に関する記載のうち、議事録については、県に2種類の議事録が残されており、一つは、業務委託をしていたエンタープライズ社が作成したものであるが、もう一つは電子ファイルのファイル属性から九州電力から提供されたものと考えられる。

また、議事録の内容を要約した資料が「論点整理」ではないかと推測されるが、これについてもファイル属性から九州電力から提出されたものと考えられる。

同じく、九州電力の打合せ記録に残されていた当日の原子力安全対策室職員の発言については、残された資料や関係者の証言をもとに事実関係の確認を試みたところであるが、誰が発言したのか、記録どおりの発言内容だったのかについての確認はできなかった。